

平成 28 年度

第 1 回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

平成28年4月22日、大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫は、平成28年度第1回農業委員会総会を大多喜町役場大会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
農用地利用集積計画について

報告第1号 廃土処理（公共事業施行）事業届出について

報告第2号 軽微な農地改良の届出について

報告第3号 農地の転用事実に関する照会について

<出席委員> (11名)

1番委員：加曾利益弘	2番委員：佐川順一郎
3番委員：齋藤豊彦	4番委員：君塚作治
5番委員：磯野幸作	6番委員：藤平重男
7番委員：押元康郎	8番委員：猿田義久
9番委員：浅野幸男	10番委員：山岸 潔
11番委員：岩瀬貞夫	

<欠席委員> (0名)

<出席した職員>

事務局長 吉野敏洋 事務局 秋山賢次 寺井絵里

開 会（午後 2 時 50 分）

局長（吉野）

本日はお忙しいところご出席頂きありがとうございます。只今から平成28年度第1回大多喜町農業委員会を開会いたします。本日は11名の出席をいただいておりますので大多喜町農業委員会議規則第7条の規定により会議は成立いたします。

それでは、大多喜町農業委員会会議規則第8条の規定により岩瀬会長に議長をお願いします。

議長（岩瀬会長）

本日は大変忙しい中、平成28年度第1回総会にお集まり頂き有難うございます。本日は、議案3件と報告事項3件を予定しておりますので、宜しくご審議をお願いいたします。

それでは、議事日程3の議事録署名人の指名について大多喜町農業委員会会議規則第11条の第2項の規定により議事録署名人を指名いたします。本日は7番委員の押元委員さんと8番委員の猿田委員さんにお願いします。

それでは、早速議事日程4の議件に入らせていただきます。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明お願いします。

事務局（寺井）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 下記のとおりその可否について意見を求める。平成28年4月22日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号1 小土呂地先 田 217m² 事由 譲受人 大多喜町在住 自作地の隣接地であり、耕作に便利なため申請地を取得したい。譲渡人大多喜町在住 高齢で耕作困難であり譲渡したい。権利内容 売買による所有権移転。権利取得後の農業経営の実態は4頁に記載のとおりです。以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。番号1については9番委員の浅野委員さんが担当になっておりますので現地報告をお願いいたします。

浅野委員（9番）

番号1の現地については、土地改良終了時から譲受人が耕作する水田との割田になっており、数年前から現在まで譲受人が耕作しています。譲渡人は高齢のため耕作はできないとのことです。所有者が変わっても現状と大きな変化はないと思われ、問題ないと思われます。以上です。

議長(岩瀬会長) ご苦労様でした。9番 浅野委員さんからの現地確認報告をいただきました。質問のある方はお願いします。

齋藤委員 (3番) 対象地の両隣ともに譲受人が耕作しているのか。

浅野委員 (9番) そうではない。一方の土地は他の耕作者がいる。対象地は、幅が1m程で、長さが約100mの土地である。

齋藤委員 (3番) 対象地は譲受人が耕作している土地と隣接しているのか。

浅野委員 (9番) 隣接している。現況は、譲受人の土地と1区画として耕作している。土地改良で割田となった場所である。

議長(岩瀬会長) 他に質問はありませんか。

議 場 質問・意見等なし

質問がないようですが、番号1について異議ありませんか。

議 場 異議なしの声あり

議長 (岩瀬会長) 番号1については異議ないものと認め、議案第1号は以上のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 (寺井) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
下記のとおり農地法第5条の規定による転用を伴う使用貸借権
設定の許可申請があったので、その可否について意見を求める。
平成28年4月22日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫
番号1 八声地先 田 253m² 農地種別 2種 農用地区域
外 事由 権利者 大多喜町在住 現在賃貸アパートに居住して
いるが、実家や勤務先に近い申請地を借り、専用住宅を新築した
い。権利内容、使用貸借権設定です。

番号2 船子地先 畑2筆 合計地積765m² 農地種別 3種 農用地区域 外 事由 権利者 現在、大多喜町役場裏に既存店舗を構えているが、配送車や従業員用の車を置く場所を確保するため業務上、安全上適した申請地を借り、新店舗を建築したい。権利内容、賃貸借権設定です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。番号1については6番委員の藤平委員さんが担当になっておりますので現地報告をお願いいたします。

藤平委員（6番）

それでは、お手元の地図をご覧いただきたいと思います。場所ですけども、国道297号八声交差点より約〇百m位の東側になり、国道から山側に入ったところです。対象地は現在、耕作されておらず、草が生えておりますが管理はされている状態です。4月19日に事務局と建設会社の建築士立会のもと現地調査を行いました。権利者及び義務者は所用のため参加されませんでした。現状は今説明をしたとおりですが、対象地の北側は義務者の旧宅地跡で、空地でとなっており南側は町道、西側は宅地となっています。排水は西側にあり、近所の方が既に使用しております。そのような状況であり、対象地に建築物を建てても近隣への影響はないと思います。以上です。よろしくご審議をお願いします。

議長（岩瀬会長）

ご苦労様でした。6番 藤平委員さんからの現地確認報告をいただきました。質問のある方はお願いします。

議長（岩瀬会長）

質問がないようですが、番号1についてはご異議ありませんか。

斎藤委員（3番）

対象地の周辺は、農地が無いと解釈してよいか。

藤平委員（6番）

対象地の東側が畠となっています。

議長（岩瀬会長）

他に質問はありませんか。

議 場

質問・意見等なし

議長（岩瀬会長）

それでは、番号1について、異議ありませんか。

議場

———— 異議なしの声あり ————

議長（岩瀬会長）

それでは、番号1につきましては、異議がないものと認めます。つづきまして、番号2については、8番委員の猿田委員さんが担当となっていますので現地報告をお願いします。

猿田委員（8番）

現地の確認ですけれども、4月19日（火）午後1時半より、事務局と義務者の代理人の立会のもと実施しました。ショッピングセンターのコインランドリー周辺の空地が対象地です。地目は畠となっていますが耕作はされておらず、草が生えている状態です。権利者は現況の事務所が交通の便が悪く、使用しにくいことから適当な用地を探していた中で、この土地にたどり着いたとのことでした。周辺には農地ではなく建物も一方向にあるだけですが、その建物にたいしても日照には配慮するとのことでした。排水についても、対象地に排水路が隣接しているため問題ないと思います。簡単ですが以上です。よろしくご審議をお願いします。

議長（岩瀬会長）

8番 猿田委員さんからの現地確認報告をいただきました。質問のある方はどうぞ。

斎藤委員（3番）

この土地以外は全て農地外になっているか。

猿田委員（8番）

そのとおりです。

議長（岩瀬会長）

他に質問はありませんか。

議場

———— 質問・意見等なし ————

議長（岩瀬会長）

それでは、この件につきまして、ご異議ございませんか。

議場

———— 異議なしの声あり ————

議長（岩瀬会長）

それでは、番号2については異議ないものと認めます。議案第

2号は、以上のとおり決定いたしました。

つづきまして、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（寺井）

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。平成28年4月22日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫
1 大多喜町農用地利用集積計画（案）別添のとおり 2 公告を予定する日 平成28年4月25日 計画については7ページの整理番号28-1から27-4が新規設定の案件で、整理番号28-5は再設定の案件です。7ページからご説明いたします。
農用地利用集積計画各筆明細書

整理番号28-1 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 笛倉地区 4筆 地目 田 合計地積 9,766 m² 利用計画 水田 賃借料 4筆合計 コシヒカリ 600 kg ②利用権設定期間6年。開始日 平成28年4月23日 満了日平成34年4月22日 ③利用権の種類 賃借権 ④借賃の支払 毎年10月31日までに持参払 貸付者 大多喜町在住者 借受者大多喜町在住者。

整理番号28-2 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 小土呂地区 2筆 地目 田 合計地積 2,981 m² 利用計画 水田 賃借料 2筆合計 33,000 円 ②利用権設定期間3年。開始日 平成28年4月23日 満了日平成31年4月22日 ③利用権の種類 賃借権 ④借賃の支払 毎年9月30日までに持参払 貸付者 埼玉県さいたま市在住者 借受者 大多喜町在住者。

整理番号28-3 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 小土呂地区 1筆 地目 田 地積 2,418 m² 利用計画 水田 賃借料 26,500円 ②利用権設定期間1年。開始日 平成28年4月23日 満了日平成29年4月22日 ③利用権の種類 賃借権 ④借賃の支払 毎年12月末日までに持参払 貸付者 埼玉県さいたま市在住者 借受者 大多喜町下大多喜在住者。

整理番号 28-4 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 笛倉地区 8筆 地目 田 合計地積 6,146 m² 利用計
画 水田 賃借料 8筆合計 玄米 30 kg／1,000 m² ②利用権
設定期間 5年。開始日 平成28年4月23日 満了日平成3
4年4月22日 ③利用権の種類 賃借権 ④借賃の支払 每
年10月1日までに持参払 貸付者 大多喜町在住者
借受者 大多喜町在住者。

整理番号 28-5 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 宇筒原地区 地目 田 地積 1,074 m² 利用計画 畑
賃借料 10,000 円 ②利用権設定期間 3年。開始日 平成28
年4月23日 満了日平成34年4月22日 ③利用権の種類
賃借権 ④借賃の支払 每年12月31日までに持参払 貸付
者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町原在住者。

なお、利用権の設定後の農業経営の状況は、13ページのとおり
です。こちらは、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を
満たしていると言えます。以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。質問のある方はお願いします。

加曾利委員（1番）

10ページの整理番号 28-4について、地番の部分が訂正印
で消されていて番地が記載されていないように見えるが、これで
よいのか。

事務局（寺井）

申請書をコピーしているため、お配りしている資料では見にく
い状態ですが、二桁の地番を二重線で消してあり訂正印がおされ
ている脇に、1桁の数字が確認できると思いますが、それが対象
地番です。

佐川委員（2番）

訂正印が地番にかぶっており分かりづらい。

事務局（寺井）

今後、記載の際には気を付けていただくよう指導します。

山岸委員（10番）

9ページの④借賃の支払日について、毎年12月末日と記載さ
れているが、公文書で末日との表現は適切ではないのではないか。

事務局（寺井）	今後は、日付で記載していただくよう指導します。
議長（岩瀬会長）	他に質問はありませんか。
議場	———— 質問・意見等なし ————
議長（岩瀬会長）	質問が無いようです。ご異議ございませんか。
議場	———— 異議なしの声あり ————
議長（岩瀬会長）	それでは、議案第3号については、異議ないものと認め以上のとおり決定いたしました。議件は以上をもって終わります。
	(午後2時38分)
	つづいて報告事項について事務局よりお願いします
事務局（寺井）	14ページをお開きください。報告第1号 廃土処理（公共事業施行）事業届出について 下記のとおり、届出があったので報告する。平成28年4月22日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号1 所在・地番 西部田地先9筆 地目 田 地積9筆合計9,164m ² 土地所有者 大多喜町在住者他8名 公共事業施行者 千葉県夷隅土木事務所 所長 平林利夫 工事期間 平成27年9月26日から平成28年5月23日まで。
	15ページをお開きください。報告第2号 軽微な土地改良の届出について。下記のとおり、軽微な土地改良の届出があったので報告する。平成28年4月22日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号1 所在・地番 八声地先 地目 田 地積465m ² 埋め立て後の利用 田 土地所有者 大多喜町在住者 工事期間 平成28年4月30日から平成28年7月30日まで。
	16ページをお開きください。報告第3号 農地の転用事実に関する照会について 下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。平成28年4月22日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号1 所在・地番 横山地先 地目 畑 地積1,004m ² 変更登記地目 山林 登記原因・日付 昭和年月日不詳地目変更 調査・報告地目 平成28年3月18日午後3時から浅野委員、山岸委員、根本測量社員の案内により現地調査 照会地は草木が茂り荒廃が進んでいた。平成19年の国土調査の時までは木が何本

議長（岩瀬会長）

も生え、当時から非農地状態であったとのこと。現在も切り株が残っており、農地として使用されている形跡は見られなかった。したがって農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者 大多喜町在住者 以上です。

斎藤委員（3番）

以上報告事項でございます。ご了解いただきたいとおもいます。質問のみ受け付けます。

事務局（秋山）

14ページの報告事項についてだが、工事期間が既に経過をしている。公の機関がこのような申請の仕方でよいのか。いかがなものか。本来であれば9月に提出が必要だったと思うが。

藤平委員（6番）

この件につきましては、事務局も何度か問い合わせやお願いをしてきましたが、なかなか提出を頂けなかった。

斎藤委員（3番）

看板を見ると河川工事との表示があったため、農業委員会は関係ないのかと思っていた。

藤平委員（6番）

道路から見えるので注目はしていた。河川の工事もしていたので、半信半疑であった。

最終的には農地の嵩上げをしている。

押元委員（8番）

いきさつについては、知っている人がすくないようだ。

事務局（秋山）

産業振興課にも情報がありませんでした。当初は河川の工事を行っていたため、農地への影響はないと思っていた。そのうち農地の改良がはじまったため、整備事務所に問い合わせ等を行いました。また、農業事務所にも問い合わせを行いましたが、農業事務所にも情報がありませんでした。

のちに整備事務所から得た情報ですと、県単の河川工事であり、隣接の土地所有者からの要望で行ったとのことでした。

斎藤委員（3番）

実際には一時転用が必要ではないか。

藤平委員（6番）

本会になにも情報が無くて、要望があったからやったとのことでは、本会はなんだということになるのではないか。今後も要望があったからやったことで通すのか。

斎藤委員（3番）

これには、色々な問題も絡んでいたとも聞いたが。本来であれば一時転用の申請をしてもらえばよかったです。

議長（岩瀬会長）

いずれにしても最後には、届出を出すのだから事前に出せばよかったですだけだ。

斎藤委員（3番）

過去には、県の事業で一時転用の申請が多数提出されている。最終的に提出されなければ大問題だが、遅ればせながら提出はされたわけだが。

事務局（吉野）

確かに農業委員会という公的の会がございますので、今一度、整備事務所の所長さんなりに私からお話しをさせていただきます。今回の事例は受付済みでありますので、今後このようなことがないように申し込みをさせていただきます。

押元委員（8番）

岩瀬会長名で厳しくお願いします。

議長（岩瀬会長）

承知しました。全員の意見でよろしいか。

議場

質問・意見等なし

議長（岩瀬会長）

承知しました。

では、報告事項を終わりまして、続いて議事日程6その他に入ります。事務局なにかありますか。

事務局（寺井）

今後の委員会日程等の案内。

議長（岩瀬会長）

他に何かありますか。無ければこれで終了いたします。
御苦労さまでした。

事務局長（吉野）

長時間に渡り慎重審議をいただきありがとうございました。
以上をもちまして本日の総会を閉会させていただきます。

閉会（午後2時54分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年 4月22日

会長 岩瀬 亮夫

署名委員 押元 康郎

署名委員 猿田 義久

